



令和7年度土地改良予算概算決定のポイント



令和6年12月
農林水産省
農村振興局

令和7年度 土地改良予算概算決定の概要

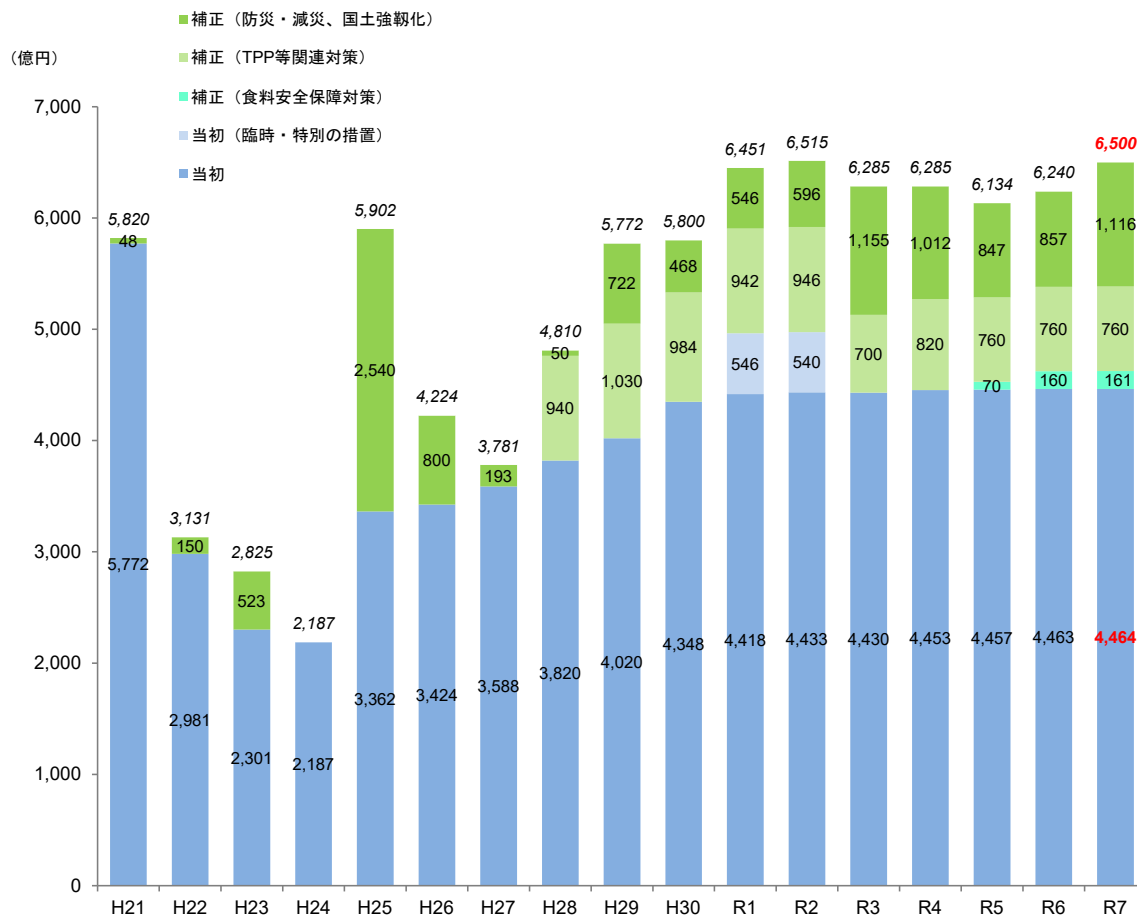
- 土地改良関係予算の令和7年度当初予算は、前年度から1億円増の4,464億円。
- また、防災・減災、国土強靱化対策、TPP等対策及び食料安全保障対策として、令和6年度補正予算において2,037億円を計上し、これらの総額は6,500億円。

令和7年度予算等

(単位:億円)

| | 令和6年度 当初予算 | 令和7年度 当初予算 A | 令和6年度 補正予算 B | 合計 A+B |
|--|---------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 農業農村整備事業(公共) | 3,326 | 3,331 (100.2%) | 2,037 | 5,368 |
| 農業農村整備関連事業(非公共) (農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、 農業水路等長寿命化・防災減災事業、 農山漁村振興交付金) | 548 | 548 (100.0%) | - | 548 |
| 農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分) | 588 | 584 (99.3%) | - | 584 |
| 計 | 4,463 | 4,464 (100.0%) | 2,037 | 6,500 |

土地改良関係予算の推移



※令和6年度補正予算における食料安全保障対策は、161億円とTPP等関連対策との重複300億円を計上。

注：計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備

農地中間管理機構関連農地整備事業 **法改正**

- 実施主体に市町村を追加するほか、対象地域に農地中間管理機構の所有農地を追加
- 麦・大豆等への作付転換を推進するため、新たな事業要件を設定
（受益面積の3割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等（これまでの要件は販売額20%以上向上等））

農業競争力強化農地整備事業

- 大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の省力化整備計画を策定する場合には、事業実施計画の策定期間を2年以内（通常1年以内）に延長するとともに定額助成
（上限2500万円（通常は定率50%））

国営農用地再編整備事業

- 畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する「耕畜連携促進型」を創設

草地畜産基盤整備事業（草地整備利用促進事業）

- 地域の実情に応じた飼料基盤整備を加速化するため、実施主体に市町村等を追加するほか、申請書類を簡素化（受益面積7ha以上）

農地耕作条件改善事業（非公共）

- 地域計画区域内において、整備済農地の縁辺地に点在する未整備農地（5ha未満）を対象に農地中間管理権を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を担い手に集積する場合等には事業費の最大12.5%を交付する「機構集積推進費」を措置
- 地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施できるよう、事業メニューを再編

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）（非公共）

- RTK-GNSS基準局※の単独整備を可能に
※位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの
- 土地改良区が整備する情報通信施設について、員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査する「土地改良区運営基盤強化型」を創設 **法改正**

農業生産の基盤の保全管理

基幹的農業水利施設の計画的な更新を推進するため、国等の発意により更新事業を実施できるよう法改正予定 **法改正**

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 **法改正**

- 突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための「土地改良施設事故防止事業」を創設

水利施設管理強化事業

- 「水土里ビジョン」*に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携保全型」を創設 **法改正**
（補助率 約19%（実質）→25%）
- ① 湧水・高温対策のポンプの設置・運転経費や、② 特定外来生物による施設への被害予防に係る経費を補助対象に追加

土地改良施設維持管理適正化事業 **法改正**

- 整備補修事業のうち「水土里ビジョン」*に位置付ける施設の整備補修について、補助率を引上げ
（補助率30%→40%）
※ 土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施

土地改良区機能強化支援事業 **法改正**

- 土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」*の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導、研修・人材育成等を行う「土地改良区機能強化支援事業」を創設
※「土地改良区体制強化事業」は廃止

国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）

- 畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、末端面積要件を緩和（畑100ha→20ha）

*「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称

防災・減災、国土強靱化

（再掲）土地改良施設突発事故復旧・防止事業 **法改正**

国営総合農地防災事業・国営かんがい排水事業

- 将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、国営事業の豪雨対策の整備水準の規定※を見直し

※ 現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」を排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し

国営かんがい排水事業・水利施設整備事業（流域治水対策事業（型））

- 流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策事業（型）」を創設

国営総合農地防災事業

- 防災重点農業用ため池の整備を加速化するため、実施要件を見直し（末端面積要件20haに代えて、施設規模要件（貯水量5千m³）を新たに設定等）

農村地域防災減災事業

- 頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、代替水源の整備が可能であることを明確化

農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

- （農業用ため池）
- 災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池について、堤体の開削など二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化

- 防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、ため池サポートセンター等が行う活動への支援について、定率助成上限額を引上げ
（2千万円→4千万円）

（農道施設）

- 令和6年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに「農道施設整備」を追加

（集落排水施設）

- 合併処理浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能に

主な新規・拡充事項①

| | | 事業概要 | 令和7年度拡充のポイント |
|------|----|--|--|
| 農地整備 | 直轄 | <ul style="list-style-type: none"> ●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備 【国費率】 2/3、促進費は50%（中山間55%） | <ul style="list-style-type: none"> ・畑作・酪農混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携を推進する「耕畜連携促進型」を創設 ・大区画化に伴う大型機械の導入に対応できるよう、区画整理受益地と錯そう・隣接しない場合の農道整備について、整備延長を拡大（総事業費の10%に相当する額の範囲内で、条件を満たせば1,000m以上も可能に） |
| | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●農業競争力強化農地整備事業 20ha（中山間10ha）以上の農地整備 【国費率】 50%（中山間55%） 30ha（中山間15ha）以上の草地整備 【国費率】 50% | （実施計画等策定事業） <ul style="list-style-type: none"> ・大区画化や畦畔拡幅、水路の管路化等の省力化整備計画を策定する場合には、計画期間を2年以内（通常1年以内）にするとともに定額助成（上限2500万円（通常は定率50%）） （草地畜産基盤整備事業） <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた飼料基盤整備を行う場合に、実施主体に市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会を追加するほか、申請書類を簡素化（受益面積7ha以上） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（中山間5ha）以上の農地整備 【国費率】 50%（中山間55%） | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体に市町村を追加（市町村実施の場合は受益面積5ha以上に緩和）するほか、事業対象地域に農地中間管理機構の所有農地を追加 ・麦・大豆等への作付転換を推進するため、新たな事業要件を設定（受益面積の3割以上作付転換、面積当たりの収量20%以上向上等（これまでの要件は販売額20%以上向上等）） |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●農地耕作条件改善事業（非公共） 農地整備【国費率】 50%（中山間55%） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画区域内において、整備済農地の縁辺地に点在する未整備農地を対象に、農地中間管理権を設定するなどして事業を実施し、その全ての農地を担い手に集積する場合等には、事業費の最大12.5%を交付する「機構集積推進費」を措置（5ha未満の農地を対象） ・地域の諸課題に対応したきめ細かな事業を実施できるよう、事業メニューを再編 |
| 農業水利 | 直轄 | <ul style="list-style-type: none"> ●国営かんがい排水事業 一般型3,000ha（畑1,000ha）、特別型500ha（畑100ha）以上 【国費率】 2/3、基幹施設70% | <ul style="list-style-type: none"> ・将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、豪雨対策に係る整備水準の規定を、現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」から、排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し （流域治水対策事業）※洪水調節機能強化事業は廃止 ・流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策事業」を創設 （低炭素農業水利システム構築事業） ・畑地帯の水利施設の省エネ化や再エネ利用を促進するため、国営事業で末端まで一体的に整備できるよう、末端面積要件を緩和（畑100ha→20ha） （一体的に行う地域防災対策・豪雨災害対策） ・国営事業で整備する施設の末端（100ha）からおおむね1km以内に存在し、施設の損壊、機能停止等が発生した場合に人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある施設については、末端支配面積が20ha以上の施設であれば、一体的に整備することを可能に |
| | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良施設突発事故復旧・防止事業 【国費率】（直轄）2/3、基幹施設型70%、（補助）50% | （土地改良施設事故防止事業） <ul style="list-style-type: none"> ・突発事故の復旧に加え、事故の兆候が認められる場合に補修等を緊急的に実施するための「土地改良施設事故防止事業」を創設 |
| 農業水利 | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●水利施設整備事業 200ha（畑100ha）以上の水利施設整備 【国費率】 50%（中山間55%） | （流域治水対策型）※洪水調節機能強化型のうち洪水対策型は廃止、流域治水推進型は名称変更 <ul style="list-style-type: none"> ・流域治水の取組を推進するため、治水協定ダム等に加え、流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設を整備対象とする「流域治水対策型」を創設 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 農業用排水施設の整備等 【国費率】 50%（中山間55%） | <ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の維持管理を効率化・合理化していくため、「土地利用調整（田寄せ・畑寄せ）」の費用を補助対象メニューに追加 |
| 農地防災 | 直轄 | <ul style="list-style-type: none"> ●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】 2/3、基幹施設型70% | （防災重点農業用ため池緊急整備型） <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点農業用ため池の整備を加速化させるため、地域要件（過去に国営事業を実施した地域であること）を廃止するとともに、末端面積要件（20ha）に代えて施設規模要件（貯水量5千m³）を新たに設定 ・豪雨災害対策、耐震化対策のみならず劣化対策に係る防災工事も可能である旨を明確化 |

主な新規・拡充事項②

| | | 事業概要 | 令和7年度拡充のポイント |
|------|----|---|--|
| 農地防災 | 直轄 | <ul style="list-style-type: none"> ●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70% | (豪雨災害対策型) ・将来予測に基づく計画策定手法の検討等の排水計画基準の見直しの検討に併せて、豪雨対策に係る整備水準の規定を、現行の「最大で30年に1回程度までの降雨規模」から、排水計画基準に基づき決定した降雨規模に見直し |
| | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50% (大規模、中山間、緊急性の高いため池 55%) | (農業用河川工作物等応急対策事業) ・頭首工等の農業用河川工作物の撤去に併せて、代替水源の整備が可能であることを明確化 (地域防災機能増進事業) ・①複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能にするとともに、②浸水対策について、排水施設のみならず用水施設も対象となることを明確化 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共) ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策等 【国費率】50% (中山間55%)、ため池廃止は定額 (上限あり) | ・災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池について、堤体の開削など二次災害防止のために行う応急対策が実施できることを明確化 ・防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、ため池サポートセンター等が行う活動への支援について、定率助成上限額を引上げ (2千万円→4千万円) |
| 農村整備 | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共) 農業用排水施設の整備等 【国費率】50% (中山間55%) | (農道施設) ・令和6年能登半島地震等を踏まえ、避難路に指定された農道施設等の長寿命化、防災減災対策を促進するため、補助対象メニューに「農道施設整備」を追加 (集落排水施設) ・令和6年能登半島地震等を踏まえ、合併処理浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を可能に |
| | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●農山漁村振興交付金「情報通信環境整備対策」 (非公共) 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50% (中山間55%)、調査計画は定額 | ・RTK-GNSS基準局*の単独整備を可能に ※ 位置情報を補正し自動操舵の走行誤差を2-3cmに抑制するもの ・無線基地局の設置が困難な地域でICTを活用するため、非地上系ネットワークと各種無線通信との適応可能性を調査する「先進的情報通信環境整備型」を創設 ・土地改良区が整備する情報通信施設について、員外利用者からの利用料徴収等に係る運用手法を調査する「土地改良区運営基盤強化型」を創設 |
| 施設管理 | 補助 | <ul style="list-style-type: none"> ●水利施設管理強化事業 国造施設・国造附帯施設について、 ・用水施設管理費の0.6/1.6 ・排水施設及び治水協定ダム等管理費の0.75/1.75 を助成【国費率】50% | 「連携保全型」 ・「水土里ビジョン」に位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携保全型」を創設 (補助率25%) 「一般型」 ・補助対象となる施設管理者に市町村を追加 「特別型」 ・①濁水・高温対策のポンプの設置・運転経費や、②特定外来生物による施設への被害予防に係る経費を補助対象に追加 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的整備補修、防災・減災等のための施設整備 【国費率】30%、40%、50% | ・整備補修事業のうち「水土里ビジョン」に位置付ける施設の整備補修について、補助率を引上げ(補助率30%→40%) ※ 土地改良区の初年度負担は財政融資資金から借り入れて実施 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良区機能強化支援事業 ※土地改良区体制強化事業は廃止 「水土里ビジョン」の策定、統合整備の推進、施設管理、運営改善対策、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額 | ・土地改良施設の保安全管理を担う土地改良区の運営基盤を強化するため、「水土里ビジョン」の策定、土地改良区に対する経営診断・改善指導や、研修・人材育成等を行う「土地改良区機能強化支援事業」を創設 |

*「水土里ビジョン」は、地域の農業生産基盤の保全等に関する計画の通称